

平成 22 年 4 月

中村小学校グリーンキーパーズ会則

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は中村小学校グリーンキーパーズと称する。

第 2 章 所 在 地

第 2 条 この会の事務所は次の場所に置く
住所：東京都練馬区中村 2 - 8 - 1（中村小学校内）

第 3 章 目 的

第 3 条 この会は中村小学校校庭芝生の維持管理を主目的として活動し、学校、PTA、地域ならびに行政機関と連携して子どもたちをより良い学校環境で育む事が出来るように協力する。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会は中村小学校に関わる全ての者を会員とする。その他に本会の活動に賛同する有志を会員とする。
各会員組織の代表が運営委員会を構成し、会の運営に当たる。
運営委員会は役員（代表、副代表 3 名、庶務、会計、監査）を選任する。
ただし、目的を逸脱する行動をした場合は、退会勧告をすることができる。

第 5 章 運 営

第 5 条 この会は予め立てられ承認された予算により運営される。
ただし、予算が立てられない場合はその限りではない。

第 6 条 この会の経理は会計監査を経て報告されなければならない。

第 7 条 この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 役員および会計監査

第 8 条 この会の役員は次のとおりとする。

1. 代 表 1 名（前任の PTA 会長）
2. 副 代 表 3 名（PTA・学校開放運営委員会・学校より各 1 名選出）
3. 庶 務 1 名
4. 会 計 1 名

ただし、代表が推薦し、役員会で承認をされた場合は推薦役員を若干名置くことができる。

- 第 9 条 この会の会計を監査するため、会計監査を置く。
第 10 条 会計監査は随時会計監査を行うことができる。
第 11 条 会計監査は、監査結果を報告しなければならない。
第 12 条 役員および会計監査の任期は 1 か年以上とし、再任をさまたげない。
第 13 条 役員および会計監査は、推薦または選挙などで総会により決定される。

第 7 章 集 会

- 第 14 条 総会は各会員の代表者で構成される運営委員会をもって構成され、この会の最高決議機関である。
第 15 条 総会は定期総会と、臨時総会とする。総会は年度初めに開催し、臨時総会は役員会が必要と認めた場合、または会員の要求があった場合に代表がこれを召集する。
第 16 条 総会の定員は出席者全員とする。議決は出席者の多数決による。
第 17 条 役員は必要に応じて役員会を開くことができる。

第 8 章 細 則

- 第 18 条 この会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限り役員会の議決を経て別に定める。役員会は細則を制定または改訂した場合、その結果を総会で報告しなければならない。

第 9 章 改 訂

- 第 19 条 この会則は総会において各会員の代表者で構成される運営委員会の過半数の同意により改訂することができる。また、改訂案は総会前に運営委員に知らせておかなければならない。

第 10 章 付 則

- 第 20 条 学校長は学校管理ならびに教育上、役員会ならびに全ての臨時会議に出席することができる。